



フェード現象による交通事故を防ぐために!

ブレーキ等の事前検査を!

～県下で、「フェード現象重点対策路線」を指定～!

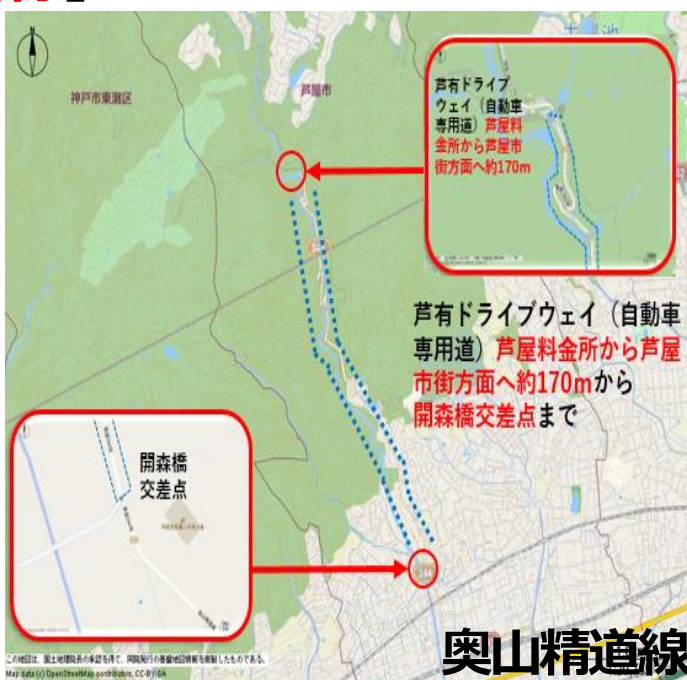
★兵庫県道路交通法施行細則第9条第6号

「自動車又は原動機付自転車を運転して**こう配**
の急な下り坂で区間の長い場所を通行しようとするときは、その**直前**において当該車両の**ハンドル及びブレーキを検査**すること」

と定められています。



【フェード現象重点対策路線】



フェード現象重点対策路線はもちろん、他の**こう配**の急な下り坂を通行の際は、**ブレーキ等の事前検査**をしましょう!

また、走行中に、

- ・ ブレーキ部分からの**煙や異臭**
- ・ ブレーキペダルの踏みごたえが**やわらかい**

などを感じた場合には安全な場所に停止し、**ブレーキが冷えるまで**待ちましょう!

フェード現象の発現やブレーキに異常を感じたら、**必ず専門的なブレーキの点検及び修理**を行って下さい。

コが重要!!

